

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	そんぽの家 八王子小宮		
定員・室数	48 人	・	48 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
サ 付 登 録 の 有 無	なし
居 住 の 権 利 形 態	利用権方式
利 用 料 の 支 払 方 式	月払い方式
入 居 時 の 要 件	混合型（自立除く）
介 護 保 険 の 利 用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居 室 区 分	定員 1 人
介護に関わる職員体制	3：1以上

1 事業主体

名 称	法 人 等 の 種 別				営利法人	
	フリカゝナ		ソホゝケアブシカゞィヤ			
	名 称		S O M P O ケ ア 株 式 会 社			
主たる事務所の所在地		〒 140-0002		東京都品川区東品川四丁目12番8号		
連 絡 先	電 話 番 号		03-6455-8560			
	ファックス番号		03-5783-4170			
ホ ー ム ペ ー ジ		https://www.sompocare.com				
代 表 者 職 氏 名		役職名	代表取締役		氏名	鷲見 隆充
設 立 年 月 日		平成9年5月26日				
主 な 事 業 等		・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ グループホーム運営 ・ 居宅サービス事業				

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	58	SOMPOケア 王子神谷 訪問介護	足立区新田1-3-19
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	6	SOMPOケア 徳丸 訪問看護	板橋区徳丸2-17-9
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	13	SOMPOケア 赤羽 デイサービス	北区赤羽台3-1-19
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	74	そんぽの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
福祉用具貸与	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
特定福祉用具販売	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	31	SOMPOケア 中十条 定期巡回	北区中十条1-4-7 インクリースビル301号
夜間対応型訪問介護	25	SOMPOケア 中十条 夜間訪問介護	北区中十条1-4-7 インクリースビル301号
地域密着型通所介護	2	SOMPOケア 新中野 デイサービス	中野区中央3-27-15 富田ビル
認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぽの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		

居宅介護支援	42	SOMPOケア 台東 居宅介護支援	台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル8階
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	6	SOMPOケア 徳丸 訪問看護	板橋区徳丸2-17-9
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	64	そんぽの家 竹ノ塚サンフラワー	足立区保木間5-7-12
介護予防福祉用具貸与	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
介護予防特定福祉用具販売	6	SOMPOケア 在宅老人ホーム大田 福祉用具	大田区西蒲田六丁目36番11号 西蒲田NSビル5階
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	1	SOMPOケア 堀ノ内 デイサービス	杉並区堀ノ内2-19-26
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	SOMPOケア 徳丸 小規模多機能	板橋区徳丸2-17-9
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	SOMPOケア そんぽの家GH徳丸	板橋区徳丸2-17-9
介護予防支援	4	杉並区地域包括支援センターケア24成田	杉並区成田西3-7-4
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカミナ	ソノポノイエ ハチオウジヨミヤ			
	名 称	そんぽの家 八王子小宮			
所 在 地	〒 192-0031	東京都八王子市小宮町758番3号			
連 絡 先	電 話 番 号	042-631-3020			
	ファックス番号	042-631-3030			
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.sompocare.com				
介護保険事業所番号	第1372908085号				
管 理 者 職 氏 名	役職名	ホーム長	氏名	船木 裕大	
事 業 開 始 年 月 日	平成 28 年 11 月 1 日				
届 出 年 月 日	平成 28 年 8 月 10 日				
届出上の開設年月日	平成 28 年 11 月 1 日				
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	平成 28 年 11 月 1 日			
	指定の有効期間	令和 10 年 10 月 31 日 まで			
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	平成 28 年 11 月 1 日			
	指定の有効期間	令和 10 年 10 月 31 日 まで			
事業所へのアクセス	ＪＲ八高線 『小宮駅』から約２００メートル（徒歩約４分）				
施設・設備等の状況					
敷 地	権利形態	賃貸借	抵当権	あり	
	面 積	1847.34 ㎡			
建 物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	2143.57 ㎡ うち有料老人ホーム分 2143.57 ㎡			
	竣工日	平成 19 年 11 月 6 日			
	階 数	地上	4 階	地下	0 階
		うち有料老人ホーム分 地上	4 階	地下	0 階
	耐火構造	耐火建築物			
	構 造	鉄筋コンクリート造		建築物用途区分	老人ホーム（有料）
	併設施設等	なし （ ）			

賃貸借契約の概要	建物		契約期間		平成20年1月1日 ～ 令和9年1月31日			
			自動更新		あり			
居室	階	定員	室数	面積				
	1階	1人	3	23.81 m ²		～	23.81 m ²	
	2階	1人	15	23.81 m ²		～	23.81 m ²	
	3階	1人	15	23.81 m ²		～	23.81 m ²	
	4階	1人	15	23.81 m ²		～	23.81 m ²	
一時介護室	階	定員	室数	面積				
				m ²		～	m ²	
				m ²		～	m ²	
居室内の設備等	便所		全室あり					
	洗面		全室あり					
	浴室		全室あり					
	冷暖房設備		全室あり					
	電話回線		全室あり		(電話機設置無、電話会社と直接契約、料金自己負担)			
	テレビアンテナ端子		全室あり		(テレビ設置無、個別有料放送・NHK受信料等は自己負担)			
共同便所	5 箇所		(男女共用)					
共同浴室	個浴： 1		大浴槽： 0		機械浴： 1			
	併設施設との共用		なし ()					
食堂	兼用		あり (談話室・機能訓練室と兼用)					
	併設施設との共用		なし ()					
その他の共用施設	あり (洗濯室・健康管理室・駐車場 15 台)							
エレベーター	あり 1 基							
消防設備	自動火災報知設備： あり 火災通報装置： あり スプリンクラー： あり							
緊急呼出装置	居室： あり		便所： あり		浴室： あり		脱衣室： あり	

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況 等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）	1					1人	1.0	
生活相談員	1					1人	1.0	
看護職員：直接雇用	1		1	1		3人	2.0	機能訓練指導員兼務
看護職員：派遣						0人		
介護職員：直接雇用	14					14人	14.0	
介護職員：派遣						0人		
機能訓練指導員			1			1人	0.1	看護職員兼務
計画作成担当者	1					1人	1.0	
栄養士						0人		SOMPOケアフーズ 株式会社へ委託
調理員						0人		SOMPOケアフーズ 株式会社へ委託
事務員						0人		
その他従業者				1		1人	0.4	
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間		

③－１ 介護職員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤				
		専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	11							
実務者研修の修了者	1							
初任者研修の修了者	2							
介護支援専門員								
たん吸引等研修（不特定）								
たん吸引等研修（特定）								
資格なし								
③－２ 機能訓練指導員の資格								
資格	延べ人数	常勤		非常勤				
		専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士								
作業療法士								
言語聴覚士								
看護師又は准看護師			1					
柔道整復師								
あん摩マッサージ指圧師								
はり師又はきゅう師								
③－３ 管理者（施設長）の資格				介護福祉士				
④夜勤・宿直体制								
配置職員数が最も少ない時間帯				20 時 0 分 ～ 翌7 時 0 分				
上記時間帯の職員配置数				介護職員 2 人以上	看護職員 0 人以上			
⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等 ①と同じのため記入省略								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		
⑤－１ 介護職員の資格 ③－１と同じのため記入省略								
資格	延べ人数	常勤		非常勤				
		専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士								
実務者研修の修了者								
初任者研修の修了者								
介護支援専門員								
たん吸引等研修（不特定）								
たん吸引等研修（特定）								
資格なし								

⑤－２ 機能訓練指導員の資格						③－２ と同じのため記入省略					
資格	延べ人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
理学療法士											
作業療法士											
言語聴覚士											
看護師又は准看護師											
柔道整復師											
あん摩マッサージ指圧師											
はり師又はきゅう師											
⑤－３ 看護職員及び介護職員１人当たり（常勤換算）の利用者数						2.6 人					

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）												
勤続年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
1 年未満				2								
1 年以上 3 年未満			1	2								
3 年以上 5 年未満				4						1		
5 年以上10年未満		2		6		1		1				
10年以上												
合計		2	1	14	0	1	0	1	0	1	0	

４ サービスの内容

提供するサービス				
食事の提供サービス		あり（委託）		
食事介助サービス		あり		
入浴介助サービス		あり		
排せつ介助サービス		あり		
口腔衛生管理サービス		あり		
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス		あり		
服薬管理サービス		あり		
健康管理サービス（定期的な健康診断実施等）		あり		
生活相談サービス		あり		
金銭管理サービス		なし		
定期的な安否確認の方法	巡回（夜間にも夜勤介護職員が巡回）、頻度は、入居者の状態に応じた頻度を提示した上、入居者の意見、意向を基に、出来る限りそれを尊重する。			
施設で対応できる医療的ケアの内容	日中（9:00～17:00）は看護職員が常駐しており、インスリンの管理・胃瘻への対応など可能。			
医療機関との連携・協力				
協力医療機関(1)	名称	東京むさしのクリニック		
	所在地	東京都稲城市矢野口636番地 大和ビル201号		
	急変時の相談対応	あり	事業者の求めに応じた診療	あり
	協力の内容	月2回以上の訪問診療及び臨時診療等（診療費用は自己負担）		
協力医療機関(2)	名称	医療法人社団清峰会 村山中央病院		
	所在地	東京都武蔵村山市中藤五丁目70番地		
	急変時の相談対応	あり	事業者の求めに応じた診療	あり
	協力の内容	月2回以上の訪問診療及び臨時診療等（診療費用は自己負担）		

	新興感染症発生時に連携する医療機関	名称	
		所在地	
	協力歯科医療機関(1)	名称	立川スマイル訪問歯科
		所在地	東京都立川市高松町二丁目26番19号 パールハイツ201
	協力歯科医療機関(2)	名称	医療法人社団オーラルコミュニケーション くにたち旭通り歯科プレミアム
		所在地	東京都国立市東一丁目7番地5 弥生ビル2階
介護保険加算サービス等			
個別機能訓練加算		なし	
夜間看護体制加算		あり(Ⅱ)	
看取り介護加算		あり(Ⅰ)	
協力医療機関連携加算		あり	
認知症専門ケア加算		なし	
サービス提供体制強化加算		あり(Ⅰ)	
介護職員等処遇改善加算		あり(Ⅰ)	
入居継続支援加算		なし	
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)		なし	
生活機能向上連携加算		なし	
若年性認知症入居者受入加算		なし	
ADL維持等加算		あり	
科学的介護推進体制加算		あり	
高齢者施設等感染対策向上加算		なし	
生産性向上推進体制加算		あり(Ⅰ)	
口腔・栄養スクリーニング加算		あり	
退院・退所時連携加算		あり	
退去時情報提供加算		あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし	
短期利用特定施設入居者生活介護の算定		不可	
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり	
運営懇談会の開催		あり (年 2 回予定)	
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置			
自費によるショートステイ事業		なし	
入居に当たっての留意事項			
入居の条件	年齢	65歳以上	
	要介護度	要介護または要支援	
	医療的ケア	要相談	
	認知症	対応可	
	その他	要介護状態の原因が介護保険で指定する特定疾病である40～64歳の方	
身元引受人等の条件、義務等		(身元保証人) 1 入居者は、身元保証人1名を定めるものとする。ただし、事業者の承諾する債務保証事業者の提供する保証を利用する場合、その他事業者が個別に認めた場合はこの限りではない。 2 身元保証人は、本契約に別に定める権利を有し義務を負うほか、次の各号に定める義務を負う。 (1) 身元保証人は、事業者に対し、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の一切の債務を保証する。 (2) 身元保証人は、本契約が終了し、事業者が請求したときは、当人固有の債務として入居者の身柄を引取るとともに、第40条(明渡しおよび原状回復)に従った居室の明渡しおよび第41条(財産の引取等)に従った財産の引き取りをして、居室の明渡しをするものとする。なお、かかる場合に第45条(明渡しの遅延による損害賠償)第2項の損害が事業者が発生した場合には、身元保証人が保証するものとする。 3 前項第(1)号の身元保証人の負担は、【表題部】2.「契約当事者の表示」の身元保証人欄の記載の極度額を限度とする。 4 前第2項第(1)号の身元保証人の負担する債務の元本は、入居者または身元保証人が死亡したときに確定する。 5 事業者は、身元保証人の請求があったときは、身元保証人に対し、遅滞なく、本契約に基づく入居者の支払債務の履行状況(不履行の有無)ならびに滞納額、利息、違約金、損害賠償の額等、入居者の本契約に基づく全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。 6 身元保証人が死亡したとき、または、経済的破綻、多重債務、その他の事由により適格でないと事業者が認めたときは、入居者は、事業者の承認する身元保証人を90日以内に新たに立てる義務を負う。	

体験入居	利用期間	6泊7日を限度とする。
	利用料金	費用 1泊2日（3食、間食付） 11,000円（税込）
	その他	その他費用（おむつ代、日用雑貨品等、実費）
入院時の契約の取扱い	入院により不在の場合は家賃・管理費を頂き、食費は不在日数に応じ返却いたします。 基本的に入院期間中も入居契約は存続するため退院後は入院前の居室に戻ることができますが、入院が長期（2か月以上）にわたる場合はお客様の費用負担を鑑み、一時的に退去および退院時の再入居契約の締結をご相談させていただきますことがあります。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続等	1 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者（入居者が意思表示をできない場合は身元保証人）または家族に説明して理解を得るものとする。 2 事業者は、前項の身体的拘束等の実施に当たっては、その様態および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、入居者、身元保証人もしくは家族の要求がある場合または監督機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
高齢者虐待防止及び不当な侵害防止に向けた適切な対策	1 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための職員に対する定期的な研修の実施 (2) 入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備 (3) 成年後見制度の利用支援 (4) 虐待防止に関する責任者として管理者を選定 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る (6) 虐待の防止のための指針の整備 (7) その他虐待防止のために必要な措置 2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報するものとする。	
職員に対する虐待防止研修	虐待等不適切ケアに関する取扱いマニュアルを社内イントラネットで公開、通報義務の指導及び通報窓口の周知。年間で計画し全職員必須参加とした虐待防止研修を社内実施。	
非常災害対策	本ホームは、非常災害が発生した場合は、あらかじめ策定した消防計画に従い、入居者の避難等適切に対応する。本ホームは、非常災害に備えて地域の協力機関と連携を図るとともに、定期的に消防訓練（消火訓練・通報訓練・避難訓練）その他必要な訓練を行う。	
事業者からの契約解除	（事業者の契約解除） 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。 (1) 入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。 (2) 第30条（入居までに支払う費用）に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき (3) 第31条（入居後に支払う月額費用）に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。 (4) 建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。 (5) 2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目途がたたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めたとき。 (6) 入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。 (7) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき（かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする）。 (8) 第6条（譲渡、転借等の禁止）または第25条第1項、第3項、第4項（禁止または制限される行為）の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。 (9) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。 2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者（入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人）に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。 3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。 (1) 第11条（反社会的勢力に関する表明・保証）に反する事実が判明したとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。 (2) 第25条第2項各号（禁止または制限される行為）に掲げる行為を行ったとき。 4 事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。	

要介護時における居室の住み替えに関する事項		
一時介護室への移動		なし
	判断基準・手続	
	利用料金の変更	
	前払金の調整	
	従前居室との仕様の 変更	
その他の居室への移動		あり
	判断基準・手続	判断基準の内容 （事業者からの申し出による移り住み） 1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。 2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。 (1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 (2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 (3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 (4) 入居者および身元保証人の同意を得る。 (5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。 3 本状により居室を変更する場合、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 （入居者または身元保証人からの申し出による移り住み） 1 入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務は負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとし、入居者および身元保証人と協議の上、変更先の居室を決定するものとする。 2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。 3 事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。 4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。 手続きの内容 1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 4 入居者および身元保証人の同意を得る。 5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。
	利用料金の変更	なし
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様の 変更	なし
提携ホーム等への転居		あり 当社が運営する他のホーム
	判断基準・手続	1. 入居者又は身元保証人の都合により、事業者が運営する異なるホーム間での変更については、通常の退去及び入居と同様の扱いを基本とする。 2. 事業者の都合により、事業者が運営する異なるホーム間での変更については、入居者は、費用の負担を要しない。ただし、事業者の指示により、入居者及び身元保証人は、退去と再入居に必要な事務手続きに協力するものとする。事業者の都合によりホーム間での変更を行う場合、甲は、乙の不利益とならないように、医師の意見を聞き、一定の観察期間を経た上で、入居者及び身元保証人へ説明し同意を得るものとする。
	利用料金の変更	あり
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様の 変更	あり
苦情対応窓口		
窓口の名称 1		そんぼの家 八王子小宮
	電話番号	042-631-3020
	対応時間	9:00 ～ 18:00 （ 日曜日～土曜日 ）
窓口の名称 2		S O M P O ケア株式会社 お客様相談窓口
	電話番号	0120-65-1192
	対応時間	9:00 ～ 18:00 （ 土日祝日、年末年始は定休日。この際は 事務所にご連絡ください。 ）

窓口の名称 3		八王子市福祉部高齢者福祉課	
	電話番号	042-620-7420	
	対応時間	9:00 ~ 18:00 (月曜日～金曜日)	
窓口の名称 4		①東京都国民健康保険団体連合会 ② () ※各保険者	
	電話番号	①03-6238-0177 ② () ※各保険者	
	対応時間	9:00 ~ 18:00 (月曜日～金曜日)	
賠償責任保険の加入		あり 保険の名称: (企業総合賠償責任保険 (損害保険ジャパン株式会社))	
介護サービス提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		あり その内容: 施設の緊急対応マニュアルに沿って、医療機関と連絡を取り適切に処理。家族及び身元保証人へ連絡し、対処方法を相談。	
事故対応及びその予防のための指針		あり	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組			あり
第三者による評価の実施状況			なし 結果の公表

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢: 89.9 歳		入居者数合計: 45 人				
年齢 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
6 5 歳未満								
6 5 歳以上 7 5 歳未満								1
7 5 歳以上 8 5 歳未満		1	1				2	1
8 5 歳以上		2	1	17	3	3	11	2
合計	0	3	2	17	3	3	13	4

入居継続期間別入居者数							
入居期間	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上	合計
入居者数	7	4	24	6	2	2	45

男女別入居者数	男性: 11 人	女性: 34 人
---------	----------	----------

入居率 (一時的に不在となっている者を含む。)	94 % (定員に対する入居者数)
-------------------------	-------------------

直近 1 年間に退去した者の人数と理由		退去者数合計: 11 人						
理由 \ 介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自宅・家族同居				2				
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) へ転居								1
介護老人保健施設へ転居								
介護医療院へ転居								
他の有料老人ホームへの転居								
その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居								
医療機関 (入院)						1		1
死亡				2	1	1		
その他				1			1	
合計	0	0	0	5	1	2	1	2

6 利用料金

居住の権利形態、利用料金の支払い方式 【表示事項】		
居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	1～3のうち、 いずれかを選択 1

利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 選択方式 3 月払い方式	1～3のうち、該当する方式を すべて選択 3
利用者の状態等に応じた金額設定の有無		
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が ____ 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	1～3のうち、 いずれかを選択 1
入居準備費用	なし 円	
内訳 明細		
支払日・支払方法		
解約時の返還		
敷金	なし	
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。	
家賃及びサービスの対価		
プランの名称	前払金	月額利用料 (内訳) 家賃 管理費 介護費用 食費 光熱水費
プランの名称なし	0円	243,370円 150,000 44,770 0 48,600 実費
各料金の内訳・明細	前払金	前払金なし (月額単価の説明) (想定居住期間の説明)
	家賃	家賃相当額は、支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同業種の家賃額も勘案して設定しています。 家賃:150,000円 ※利用料のうち家賃相当額は非課税
	管理費	管理費：44,770円（税込） 共用部部分の光熱費、衛生管理費、修繕費等に充当
	介護費用	自立になった場合、1日3,300円（税込）で入居の継続が可能 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
	食費	朝食 400 円・昼食 570 円・夕食 530 円 間食 - 円 1日当たり 1,500 円 × 30日で積算（税抜） 1ヵ月48,600円（税込）30日の場合 内訳：食材費：930円〔朝食210円、昼食380円、夕食340円〕（税抜）（1日あたり） 厨房管理費：570円（税抜）（1日あたり） 食費に含まれるサービス：献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。 有料老人ホームにおける食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、「1食あたり670円以下」かつ「1日あたり累計額2,010円以下」の場合（何れも厨房管理費を含む）に、軽減税率（8%）の対象となります。また、税込価格は、1ヵ月間の税抜価格を合計した後に消費税を乗算して算出します。 （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 780円(1日)〈おやつ代を含む〉(税抜) （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 5日前までに申し出いただくことで食材費（朝・昼・夕のいずれか摂れば請求）返金対応する。1食毎の返金取り扱いはしない。
	光熱水費	居室部分の電気代は利用量に応じた金額（東京電力と個別契約） 居室部分の水道代は利用量に応じた金額（東京都水道局と個別契約） 共用部は管理費にて充当。
前払金の取扱い		
支払日・支払方法		
償却開始日		

返還対象とし ない額		
	位置づけ	
契約終了時の 返還金の算定 方式		
短期解約（死亡 退去含む）の返 還金の算定方式	期間：3 か月	起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から	日以内
保全措置	保全先：	
その他留意事項		

月額利用料の取扱い

支払日・ 支払方法	毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に基本利用料（家賃、食費、管理費）の翌月分と、その他の利用料の前月分を支払う。
その他留意事項	集金を三菱UFJファクター株式会社に委託し、本契約と同時に同社の提供するワイドネット利用の申込みを行うものとする。

介護保険サービスの自己負担額 ※要介護度に応じて利用料の1割（一定以上所得の場合2割）を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合) 単位：円

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援1	83,207	8,321
要支援2	130,189	13,019
要介護1	212,959	21,296
要介護2	237,170	23,717
要介護3	262,471	26,248
要介護4	285,957	28,596
要介護5	310,894	31,090

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)	要介護のみ
看取り介護加算	あり(Ⅰ)	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅰ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅰ)	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	対象者のみ
退院・退所時連携加算	あり	対象者のみ
退去時情報提供加算	あり	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅰ)	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする。	

【料金プランの一例】最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	なし		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	0	243,370
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開
その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表
八王子市有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

署名

説明年月日

年 月 日

説明者職・氏名

職

氏名

介護サービス等の一覧表①

2024/10/1現在

要介護認定区分	自立		要支援 1		要支援 2	
サービスの分類	自立介護費、前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00 ～18:00	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	浴室使用週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
一般浴介助	状態に応じて※4		週2回		週2回	
清拭	状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	－		－		－	
○身辺介助						
体位交換	－	－	－	－	－	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
口腔衛生管理	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	－	別料金※1	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助						
協力医療機関	－	別料金※1	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－		－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	－	実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	－	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	実費	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,650円 夜朝：2,062円 深夜：2,475円、【30分の場合】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【以降30分】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2024/10/1現在

要介護認定区分		要介護 1		要介護 2		要介護 3	
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00 ～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込	
○入浴	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	
一般浴介助	週2回		週2回		週2回		
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		
特浴介助	－		－		状態に応じて※4		
○身辺介助							
体位交換	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
口腔衛生管理	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○通院の介助							
協力医療機関	付添	－	付添	－	付添	－	
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
<生活サービス>							
○家事							
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費	
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費	
○代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1	
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費	
<健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
<入退院時、入院中のサービス>							
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	
○移送サービス	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊急 時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊急 時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊急 時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1	
<その他のサービス>							
アクティビティ、その他サービス							
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	－	※5	－	※5	－	※5	

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,650円 夜朝：2,062円 深夜：2,475円、【30分の場合】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【以降30分】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介護 4		要介護 5	
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス
<介護サービス>				
○巡回				
昼間 9:00 ～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1
一般浴介助	週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	
○身辺介助				
体位交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
口腔衛生管理	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助				
協力医療機関	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応				
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>				
○家事				
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費
○代行				
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>				
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>				
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊急 時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、 緊急時の病院等への移 送サービスは、上記の緊急 時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>				
アクティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	－	※5	－	※5

※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,650円 夜朝：2,062円 深夜：2,475円、【30分の場合】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円、【以降30分】 日中：2,750円 夜朝：3,437円 深夜：4,125円（すべて税込の金額）。

※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。

※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。

※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

基準日 : 令和6年10月1日

施設名 : そんぼの家 八王子小宮

八王子市有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目		該当に○			備考	
安定的・継続的な居住の確保のための項目						
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	・	不 適合		
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	・	不 適合	・ 非 該当	
緊急時の安全確保のための項目						
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	・	不 適合		
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	・	不 適合		
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	・	不 適合		
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	・	不 適合	・ 非 該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	・	不 適合		
8	災害時の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しているか。	○ 適合	・	不 適合		
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目						
9	各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	・	不 適合		
10	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合	・	不 適合		
11	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	・	不 適合		
12	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	・	不 適合		
13	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	・	不 適合		
14	入居者への虐待の防止早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	○ 適合	・	不 適合		
15	職員の資質向上のために、外部研修その他、適切な研修の機会を確保しているか。	○ 適合	・	不 適合		
入居者の財産を保全するための項目						
16	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	○ 適合	・	不 適合	○ 非 該当	保全先:
17	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	○ 適合	・	不 適合	○ 非 該当	初期償却率: %
18	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	○ 適合	・	不 適合	○ 非 該当	
その他						
19	入居希望者への事前の情報開示することが定められているか。	○ 適合	・	不 適合		

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。